

赤色TSマーク付帯保険の 補償内容と支払い対象

プロの手による自転車の点検・整備が受けられて安全!

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害 (1~4級) 一律 100万円 ●入院15日以上 一律 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害 (1~7級) 限度額 1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ●入院15日以上 一律 10万円
補償の適用	<p>【傷害補償】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~4級)を被った場合及び入院15日以上の傷害を被った場合</p> <p>【賠償責任補償】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(第三者)に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合</p> <p>【被害者見舞金】 TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(第三者)に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合(法律上の賠償責任を負う場合) 注:被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に支払います。(加害者には支払いません。)</p>		
支払いの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・搭乗中の人、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・事故は、道路上で起きたものに限られません。 		
支払いできない主な場合	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・自転車搭乗者の故意による事故 ・地震・噴火・津波による事故 <p>【傷害補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの <p>【賠償責任補償・被害者見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故 ・対物損害 等 <p>・暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。</p>		



整備された自転車に適用される
保険ですので、本人だけでなく家族や友人、
従業員なども対象となります。

TSマーク付帯保険金の請求の流れ

事故が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署へ届けるとともに、必ず三井住友海上火災保険(株)事故受付センターへ連絡をしてください。



自転車安全整備店

点検・整備するだけで加入できる自転車向け保険

「赤色TSマーク」で 安全・安心!

平成29年
10月1日
より
リニューアル



平成29年10月1日より赤色TSマーク付帯保険の補償がさらに充実

賠償責任補償(限度額)
5000万円 → 1億円

TSマークは、自転車安全整備店で点検・整備を受けると貼付できます。
傷害保険その他の補償内容は従来どおりです。



公益財団法人 日本交通管理技術協会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 URL www.tmt.or.jp/